

緊急事態条項の全文

(自民党憲法改正草案第9章「緊急事態」)

※番号（①）は解説箇所です

【第98条】

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害 その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、①法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は②事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、③百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

4 第2項及び前項後段の国会の承認については、④第60条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは、⑤「五日以内」と読み替えるものとする。

【第99条】

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は⑥法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は⑦財政上必要な支出その他の処分を行い、⑧地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、⑨事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関する指示に従わなければならない。この場合においても、第14条、第18条、第19条、⑪第21条 その他の基本的人権に関する規定は、⑫最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、⑬その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

危険な問題点の解説

- ①具体例を示さずに政府の解釈次第で物事を決められる。
 - ②何の審議にもかけないで執行が出来る。
 - ③百日もの長期間に渡って独裁的な政治が行える。
 - ④第60条第2項 「予算案について参議院で衆議院と異なった議決をした場合において、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき又は参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に議決しないときは衆議院の議決を国会の議決とする」
つまり、いかなる反対があっても最終的には政権側の議決を通す事が出来る。
 - ⑤元々の条文では審議の期間が30日とされているが、さらに5日に短縮されており十分な審議すら行う事が出来ない。
 - ⑥刑事訴訟法と同じ効力の政令を制定すれば、令状なしで、手続きを省略して、次の事が出来るようになる。
 - ・身体拘束・家宅捜索・通信傍受・土地収用・家屋、工作物の除去・行政処分など
 - ⑦総理の判断のみで予算を動かす事が出来る。またあらゆる（その他の目的が不記載の為）処分が可能になる。
 - ⑧各市区町村ごとの政策、判断は認めないという事。さらに指示に従わない長を審議なしで処分する事が出来る。（第99条第3項）
 - ⑨審議なしに処分出来るならば権力の集中、乱用の恐れがある。
事後の承認が得られなかった場合の規定が何も定められていない為、誤った執行や不正による執行が発覚した場合においても誰も責任が追及されない。
 - ⑩その他公の機関とは何を指しているのか明記されていない。
そして、国（国民）がその他の機関に強制されるなら、それは国家主権を持った国ではない。
日本には、権力に強制される事がないように国民を守る法律がある。
- 【国民保護法第4条2項】 「国民はこの法律の規定により国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは必要な協力をするよう努めるものとする」
つまり、権力からの指示はあくまで努力義務であり、強制であってはならないと法律に明記されているので、そもそもこの条文はこの国民保護法に反している。
- ⑪第21条第1項には「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障する」と書かれているが、第2項には「前項の規定に関わらず、公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは認められない」とある。
つまり、「公の秩序」の解釈は政府が行い、その解釈に反する意見や活動は許さないという事。

⑫自民党公式 HP・改正草案 Q&A には、「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という『大きな人権』を守るために、そのため必要な範囲でより『小さな人権』がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。」と明記されている。

つまり、「政府が定める大きな人権」を守る為に「それ以外の人権」を制限する事が示唆されている。

⑬事実上の無期限とも解釈出来る

【総括】

この改正案に懸念される問題点が現実となった場合に何が起こりうるのか？

- ✖言論の自由に対する厳しい情報統制、情報弾圧
- ✖言論の自由、行動の自由、基本的人権が奪われる
- ✖徴兵制度の復活
- ✖ワクチンの強制接種
- ✖身体の拘束、財産の没収など
- ✖政権の無期限延長

►日本弁護士連合会コメント

日本国憲法改正案・緊急事態条項は、「深刻な人権侵害を伴い、ひとたび行使されれば立憲主義が損なわれ回復が困難となるおそれがある」

「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに 反対する意見書」より抜粋

►海外の法律家のコメント

あのユダヤ人大量虐殺という悲劇を生んだドイツ・ナチスのワイマール憲法に詳しい海外の有識者は、「日本の自民党憲法改正案はワイマール憲法の写しのようだと」強い警鐘を鳴らしている。